

別添

別添

登録認定機関の登録等に関する手続

登録認定機関の登録等に関する手続

法第5章第2節に規定する登録認定機関の登録等の手続に関する事項について、以下のとおり定める。
(主務省令第22条から第30条まで関係)

法第5章第2節に規定する登録認定機関の登録等の手続に関する事項について、以下のとおり定める。(主務省令第22条から第30条まで関係)

第1

第1

1～2 (略)

1～2 (略)

3 申請の区分

3 申請の区分

登録及びその更新の申請は、次の表に掲げる登録に係る業務の内容及び施設認定農林水産物等の種類ごとに行うものとする。

登録及びその更新の申請は、次の表に掲げる登録に係る業務の内容及び施設認定農林水産物等の種類ごとに行うものとする。

なお、登録を受けようとする者は、次の表に掲げる施設認定農林水産物等の種類のうち、当該者が実際に認定を行うことを予定している適合施設に係るものを選択し、農林水産大臣に申し出るものとする。

なお、登録を受けようとする者は、次の表に掲げる施設認定農林水産物等の種類のうち、当該者が実際に認定を行うことを予定している適合施設に係るものを選択し、農林水産大臣に申し出るものとする。

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	タイに輸出される農産物
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー又はロシアに輸出される水産物
3-A	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物
3-S	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国に輸出される水産物

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	タイに輸出される農産物
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル又はロシアに輸出される水産物
3-A	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物
3-S	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国に輸出される水産物

4 (略)

4 (略)

第2～第11 (略)

第2～第11 (略)

別添様式1

別添様式1

(略)

(略)

(別添)

(別添)

(登録申請が可能な区分)

(登録申請が可能な区分)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22	タイに輸出される農産物

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22	タイに輸出される農産物

		条第1項第1号第ロ)	
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー又はロシアに輸出される水産物	
3-A	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物	
3-S	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国に輸出される水産物	

		条第1項第1号第ロ)	
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル又はロシアに輸出される水産物	
3-A	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物	
3-S	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国に輸出される水産物	

別添様式2
(略)

(登録申請が可能な区分)

(別添)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	タイに輸出される農産物
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー又はロシアに輸出される水産物
3-A	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物
3-S	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国に輸出される水産物

別添様式2
(略)

(登録申請が可能な区分)

(別添)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	タイに輸出される農産物
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル又はロシアに輸出される水産物
3-A	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物
3-S	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国に輸出される水産物

別添様式3

登録年月日 (登録更新年月日)	登録番号	登録認定機関の名称及び住所 (法人にあってはその代表者の氏名)	主務省令第22条第1項第1号イからハまでに規定する業務の内容及び施設認定農林水産物等の種類 (区分)	登録認定機関が認定等を行うことを認めている輸出先国	認定等に関する業務を行う事業所の所在地

別添様式3

登録年月日 (登録更新年月日)	登録番号	登録認定機関の名称及び住所 (法人にあってはその代表者の氏名)	主務省令第22条第1項第1号イからハまでに規定する業務の内容及び施設認定農林水産物等の種類 (区分)	登録認定機関が認定等を行うことを認めている輸出先国	認定等に関する業務を行う事業所の所在地

○年○月○日 (○年○月○日)	第○号	名称：○○○ 住所：○○○ 代表者：○○○	○○○	○○○	事業所名： ○○○ 所在地： ○○○
--------------------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----------------------------

(削除)

(別添様式 4～10) (略)

○年○月○日 (○年○月○日)	第○号	名称：○○○ 住所：○○○ 代表者：○○○	○○○	○○○	事業所名： ○○○ 所在地： ○○○
--------------------	-----	-----------------------------	-----	-----	-----------------------------

(登録申請が可能な区分)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	タイに輸出される農産物
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認(残留物質等検査を伴うものを除く。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ロ)	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル又はロシアに輸出される水産物
3-A	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物
3-S	適合施設の定期的な確認(残留物質等検査に関するものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	欧州連合の構成国に輸出される水産物

(別添様式 4～10) (略)